

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事））【5】」

2. 日時：令和4年10月27日 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官、中野安全審査官

関西電力株式会社：

高浜発電所 電気補修課 課長◎ 他4名◎

5. 要旨

(1) 関西電力株式会社より、高浜発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。

○準拠する規格の年版について、補足説明資料中で説明している内容と申請書内で記載されている内容が異なるため説明すること。

○安全設備が設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定されるすべての環境条件において機能を発揮することができるよう施設していることについて、実証試験以外に実施している内容について説明すること。

○設計基準対象施設の機能について、申請書の記載では対象条文となっている部分が補足説明資料中の審査対象条文となっておらず説明が整合していないため他の条文も含め整理の理由を説明すること。

○重大事故等対処施設に関する適用条文の整理について、既認可の工事計画認可申請の整理と相違ないか、その整理が明確になるよう説明すること。

○電気配線貫通部の火災防護対象設備選定の有無と火災防護の措置について説明すること。

○添付書類中に記載されている水平2方向と鉛直方向の地震力の組み合わせに関する影響評価の説明について、耐震の他の項目で準用している既認可の工事計画と整合していないため説明すること。

(3) 関西電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 高浜高浜発電所第3、4号機原子炉格納容器電気配線貫通部改造
工事に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について
- ・資料2 高浜発電所3、4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明
資料
- ・資料3 高浜発電所第3、4号機 原子炉格納容器電気配線貫通部取替工
事に係る設計及び工事計画認可申請資料4「発電用原子炉施設の
火災防護に関する説明書」の見直しの方向性について

以上